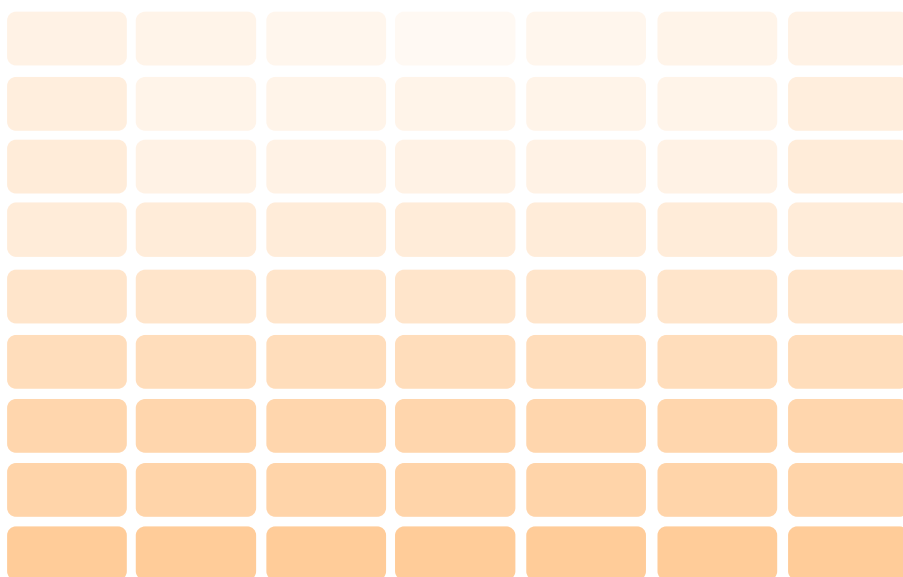


市民との協働によるまちづくり指針

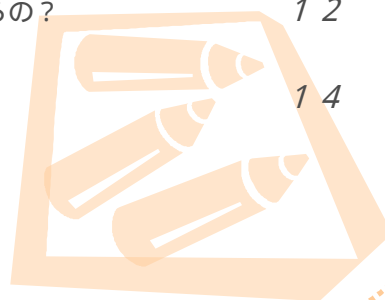
～「市民力主役のまちづくり」を目指して～



平成19年4月
須賀川市

目次

はじめに	1
1 “協働”の理念	
“協働”の定義 協働ってなに？	2
“協働”の必要性 - 協働はどのようにして必要なの？ -	3
“協働”の主体と役割 - 協働するのは誰？ -	4
“協働”の効果 - 協働するとどんないいことがあるの？ -	5
2 “協働”の手法	
“協働”の領域 - 協働に適した活動領域は？ -	6
“協働”の形態 - 協働の形態にはなにがあるの？ -	7
“協働”への適性 - 協働に適した事業は？ -	8
“協働”の原則 協働にはどんな注意点があるの？	9
3 “協働”の現在	
“協働”の現状 いま、どんな協働をしているの？	10
“協働”の課題 そこでの課題は？ -	11
4 “協働”を進めるために	
“協働”の推進 協働を進めるために何をするの？	12
おわりに	14



はじめに

須賀川市では、総合計画「新生すかがわ2007」において五つのまちづくりを定めており、その中のひとつに「市民力主役のまちづくり（市民参画の推進）」を掲げ「市民との協働によるまちづくり」を目指しています。

わたしたちの住むこの須賀川のまちは、江戸の昔、「須賀川町会所」という自治組織が置かれ、町役人（侍ではなく町人）によって町政が行われていました。そこでは、庶民の福祉や金融面において、母子世帯への貸付けや、飢饉などにおける無償の米の提供など、当時としては先駆的な活動が行われていました。これは現在でいうところの、慈善活動や市民公益活動に近いものです。また、農村部においては、「^{ゆい}結」と呼ばれる、住民同士が互いに助け合い、支え合ってともに暮らしてきた相互扶助の精神がありました。

近代以降、これらの活動や精神は、いつの間にか、コミュニティの希薄化とともに忘れられてしまったかのようです。しかし近年は、ボランティア活動や市民公益活動に力を注いでいる人たちが市内にも多く見受けられるようになってきました。また、須賀川の誇る「松明あかし」は、住民の手によって受け継がれ、近年さらに盛大さを増してきています。わたしたちが失いつつあった、お互いに助け合う心や、まちを愛し、素晴らしいものにしていこうとする心は、今再び、地域社会やまちづくりを考える上で、重要な意味を持ってきています。

この指針は、このような心を持って活動をしている、もしくはこれから活動を始めようとしている市民のみなさんや、地域貢献に取り組もうとしている企業の方々、そして行政とが、「協働」についての考え方とその課題に対して共通の認識を持ち、ともに取り組んで行くことを目的としてまとめられたものです。

この指針が、市民、企業、行政のそれぞれが互いの立場や役割を理解し、「協働」へと向かうきっかけになれば幸いです。

1 “協働”の理念

“協働”の定義

協働ってなに？

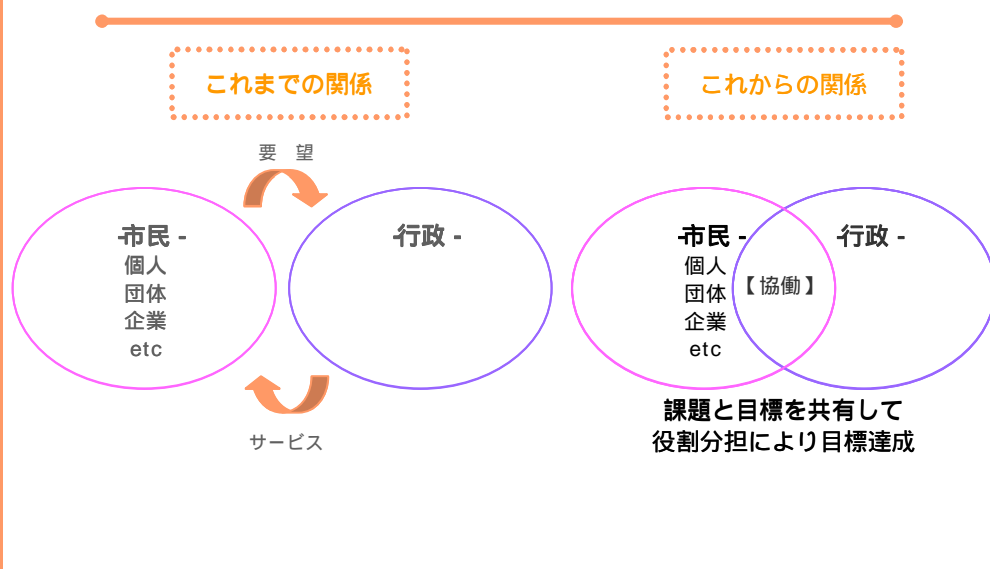
“協働”とは、一般的には「異なる組織同士が、それぞれの特徴を活かして協力して働くこと」を言います。近頃耳にする“協働”では、市民公益活動団体と行政との関係を指すことが多いのですが、市民公益活動団体同士の協働や、市民公益活動団体と企業との協働なども含まれます。

そこで須賀川市では

「異なる組織（市民・企業・行政）が、それぞれの特徴を活かして、地域の課題を解決するために、協力して働くこと」

と定義します。

市民と行政との関係は、これまでのように市民からの要望を受けて行政がサービスを行うという形ではなく、市民と行政とが課題と目標を共有して、目標達成に向けて一緒にまちづくりを行うこととなります。



“協働”の必要性

- 協働はどうして必要なの? -

新しいニーズ

社会情勢の変化や生活様式（ライフスタイル）の変化により、市民や地域の要望・要求（ニーズ）は多様化・複雑化しています。これらの新しいニーズに対して、公平性や平等性を重視する行政では対応に限界がでてきています。

公共サービスの新しい担い手

「自治意識」や「自立意識」を持ち、公益的な活動をする団体・個人が増えてきています。企業でも、「企業の社会的責任（CSR）」に対する意識が高まっており、公共サービスの担い手は、行政だけではなく増えてきています。

行政では捉えきれなくなってきた新しいニーズに対して、個別的に素早く応えることのできる市民公益活動団体に注目が集まってきています。

むしろ、これから質の高いサービスを提供するためにも、また地域の特徴を活かしたまちづくりを進めるためにも、行政と市民公益活動団体、そして企業との協働は欠かせないものとなっています。

1 “協働”の理念

“協働”の主体と役割

- 協働するのは誰？ -

“協働”を行う主体は、**市民**、**企業**、**行政**があり、それぞれに求められる役割があります。

市
民

“協働”を担う市民とは、事業の実施主体となるような組織だけでなく、市民個人も市民参画の主体として含まれます。
組織には、地縁によって結びついた「自治会」や「町内会」のような「地縁団体」と、特定の共通した目的意識を持つ市民によって構成される「市民公益活動団体（NPO）」とがあります。
市民には、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域活動やボランティア活動、まちづくり活動に参加することが期待されます。

企
業

様々なサービスを提供している民間の営利組織です。サービスの提供による地域の活性化を目的の一つとしています。
企業には、「企業の社会的責任（CSR）」の視点から、社会への貢献や地域課題の解決へと向けた活動が期待されます。また、従業員等が行う社会貢献活動に対する理解を深めることが期待されます。

行
政

公共サービスを提供する公的組織です。サービスの提供により公共の福祉に貢献することが目的です。
行政には、市民公益活動や“協働”への理解を深め、市民公益活動の支援や“協働”によるまちづくりを実現するための体制や仕組みづくりが求められます。

協

働

NPO（Non Profit Organization）とNPO法人の違い

NPOは、NPO法人と市民公益活動団体、ボランティア団体を含み、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織の全てを含みます。NPO法人は其中で、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した団体を指します。

“協働”の効果

協働するとどんないいことがあるの？

協

サービスの受け手としては、ニーズに合ったきめ細やかで柔軟な公共サービスが受けられるようになります。

また、自治会や市民公益活動団体としては、地域での公益的な活動を主体的に担っていくことができたり、団体が掲げる社会的な使命をより効果的に実現できたりするようになります。また、それにより地域や住民からの理解や評価が高まり、活動の場や幅が広がります。

働

公共サービスの充実に貢献することによって、社会的責任を果たすことができ、イメージアップにもつながります。また新たなニーズを発見することは、新たな市場の開拓にもつながります。

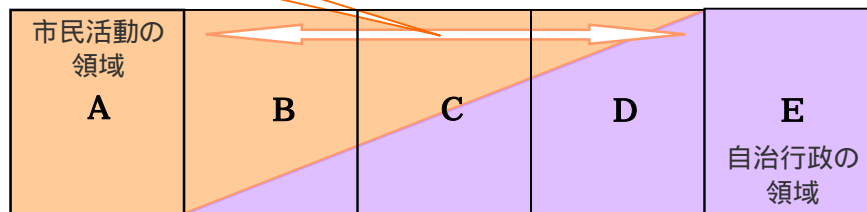
協働相手の特性を活かし、適切な役割分担を進めることによって、人や物、資金、情報などの社会資源の有効活用が図られ、多様化、複雑化する市民ニーズにのり的確に対応することができます。

2 “協働”の手法

“協働”の領域

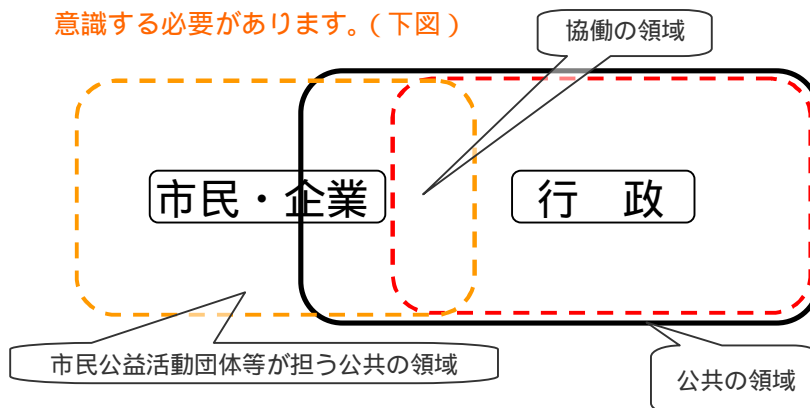
- 協働に適した活動領域は？ -

各主体が行っている取組みや事業には、社会性や公共性を持つものがあり、行政が行っている施策や事業と目的や対象が重なり合う領域があります。こうした重なり合う領域（下の図のB～Dの領域）が、“協働”に適しているといふことができます。



- A．市民公益活動団体だけで行う領域
- B．市民公益活動団体が主体となって実施できる領域
- C．行政と市民公益活動団体が対等の責任で行う領域
- D．行政が主体となって実施方法をきめて行う領域
- E．行政として責任を持って行う領域

これからの公共サービスにおいては、「公共」「行政」でないことを意識する必要があります。（下図）



“協働”の形態

“協働”の形態にはどのようなものがあるの？

“協働”の代表的な形態としては以下のようなものがあります。

形態の内容	
委託	行政が責任を持って担うべき事業を、協働相手の特性を活かして、より効果的に実施するため委託する形態です。 <u>単なる事業の下請けではなく、相手と目的を共有し、その特性を活かすことが重要です。</u>
補助	様々な主体が行う事業において、公共的課題の解決などの目的が共通している場合に、行政が財政的支援を行うものです。 <u>事業の計画や実施における主体性は相手方にあり、その自主性や自立性が尊重されます。</u>
共催	様々な主体が、共に主体となって事業を行います。 <u>各主体が対等の立場で企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にして事業を行うことが重要です。</u>
後援	様々な主体が実施する事業の公益性を認め、行政が後援名義の使用を認めるものです。 これにより、事業に対する市民の理解や関心、社会的な信用を増すことができます。
アダプト制度	地縁団体などが、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、定期的に美化活動を行うよう、行政と契約する制度のことです。行政は、保険加入や物品の支給などの支援を行います。

このほか、「事業協力」や「政策提言」、「情報交換・情報提供」、「実行委員会」なども協働の形態に含まれます。

この形態に該当するものであれば“協働”と言えるかと言えば、そうではありません。9頁で紹介する注意点が重要です。

2 “協働”の手法

“協働”への適性

- 協働に適した事業は？ -

組織同士が、双方の知識や技術を持ち寄り、効果的、効率的に実施することによって、市民へのサービスの質や量が向上する事業です。

事業の分類	具体的な例
地域やサービス対象者の実状にあわせた、きめ細やかな対応が求められる事業	高齢者・子育て支援事業 障害者福祉事業 公的施設の管理運営 地域健康増進事業
特定分野の専門性が必要とされる事業	相談・通訳事業 生涯学習に関する事業 政策提案・調査研究事業
地域社会共同体（コミュニティ）との連携により地域課題を解決する事業	地域防犯・防災事業 ごみ減量化事業
共生や共助を基本とした活動が展開される事業	アダプト制度 地域の美化活動
市民参加の拡大やまちの活性化につながる事業	イベントの企画運営
迅速な行動が必要とされる事業	災害時のボランティア事業

この表に示した事業はあくまで一例であり、あらゆる事業において、“協働”によって、そのサービスの質や量の向上が望めないかを検討することが求められます。

“協働”の原則

協働にはどんな注意点があるの？

“協働”を進めて行くには以下のような原則（ルール）に注意する必要があります。

対等性の原則

お互いが対等であることを常に意識しなくてはなりません。

自主性・自立性の原則

お互いが、自主的かつ自己責任で活動しなくてはなりません。
もたれあいではなく支えあう関係です。

相互理解の原則

お互いの短所や長所について理解し、相手の立場を尊重して活動しなくてはなりません。

情報共有の原則

お互いを理解するためにも、お互いの情報を公開し共有する必要があります。

目的共有の原則

お互いに目的や課題を共有して事業を行う必要があります。

公開の原則

協働事業の取組状況は、誰もが知ることができる必要があります。

役割合意の原則

協働事業における役割分担については、相互の合意によって決める必要があります。

3 “協働”の現在

“協働”の現状

いま、どんな“協働”をしているの？

市では現在、以下のような事業が“協働”によって実施されています。

政策決定過程におけるもの

審議会等の委員における市民公募
計画等の策定における地区別説明会（タウンミーティング）や市民意見公募（パブリックコメント）

環境分野の活動

河川水質保全対策事業
テクニカルリサーチガーデン内森林整備事業

福祉・健康分野の活動

ふれあいのまちづくり事業
ふれあいコミュニティ活動支援事業
高齢者サロン事業 食生活改善推進委員との連携事業
健康づくりの会事業

観光・文化・スポーツなどのイベントでの活動

松明あかし 長沼まつり
ほたる&水とみどりのふるさと祭り
子供の祭典 すかがわ国際短編映画祭
円谷幸吉メモリアルマラソン

地縁団体との活動

ふるさとづくり支援事業 アダプト制度の活用

市民公益活動団体との活動

市民公益活動団体への委託や補助などによる事業

“協働”の課題

そこでの課題は？

「意識」、「情報」、「人材」、「財源」、「環境」といった面での不足や不備が課題となっています。

意 識

・行政、市民双方において、「協働」や「市民公益活動」に対する理解を深める必要があります。行政の中には、市民が公共サービスの担い手になりつつあることを認識していない職員も少なくありませんし、また、自らがまちづくりの主体となりうることを認識せず、サービスのみを享受しようとしている市民も少なからず見受けられます。

情 報

・協働に結びつくために必要なお互いの情報が公開されていなかったり、公開されていても、その情報を得ることが大変困難であったりしています。このために、協働ができるはずの主体間であっても、すれ違いが起き、類似した活動をそれぞれに行っている場合があります。

人 材

・協働を理解している人材が不足していることのほか、主体的に活動を行えるリーダーの存在が不足しています。また、市民公益活動団体の中には、人員の不足に悩まされているところもあります。

・近年、他人を思いやる心や、互いに助け合う心などが欠如している子どもたちが増えています。

財 源

・市民公益活動の資金源は、主に会員等の会費に頼っているため、活動のための資金不足に悩まされている団体が多くあります。

環 境

・それぞれの主体が、お互いを知り合うような場所や、協働を効果的に行うためのルールや制度の整備が十分ではありません。

4 “協働”を進めるために

“協働”の推進

“協働”を進めるために何をやるの？

須賀川市では“協働”によるまちづくりを実現するため、次のことを行っていきます。

意識改革

- 1 市民公益活動や“協働”に対する職員の理解を深めるために、職員向けマニュアルの作成や研修を行います。
- 2 市民や企業における理解を深めるため、この指針の周知に努めるとともに、市広報やホームページ等において現在行われている市民公益活動や“協働”事業について紹介していきます。

情報公開発信

- 1 市広報やホームページ等を活用して、“協働”を進めるために必要な情報の提供や公開を積極的に進めていきます。
- 2 市民公益活動を支援するホームページを設置し、その中で市民公益活動団体が情報を発信する場を提供します。

人材育成

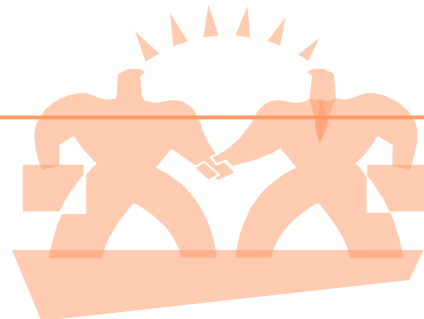
- 1 協働を主体的に行うリーダーの存在が不足しているため、リーダーの養成に努めます。
- 2 市民公益活動に積極的に取り組もうとする人材の育成のため、子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象としたセミナーや講座、体験事業などを実施していきます。また、学校教育活動を通じて、他人への思いやりや互助精神など道徳教育の充実を図ります。
- 3 これからの市民公益活動には、文書作成能力はもちろん、会計知識や組織経営管理能力といった専門的な知識や能力が求められるため、これらの習得を目的とした研修会等の開催についても検討していきます。

財政支援

- 1 国や県、その他機関による市民公益活動に対する補助金や交付金の情報を一元的に集約し、提供していきます。
- 2 市においても、市内の市民公益活動団体に対する財政的支援を行っていくための基金等の創設について検討していきます。

環境整備

- 1 ホームページを自由に閲覧したり、打合せ（ミーティング）や文書作成を行うことのできる「市民活動サポートセンター」の整備を進めていきます。またその運営にあたっては、市民公益活動団体による運営委員会を設置するなど、市民公益活動団体自らによる運営方法などを検討していきます。
- 2 市民公益活動に関する行政の相談窓口の一本化を図っていきます。
- 3 市職員と市民公益活動実践者、企業関係者との相互理解を深めるための場（合同研修会、懇談会等）を設けます。
- 4 市民公益活動団体、企業、行政が、それぞれの事業において協働に適した相手を見つけるためのシステムなど、“協働”事業を効果的に行っていくためのルールや制度を整備していきます。
- 5 政策や計画の策定や実施にあたっては、市民の発想や意見を取り入れるなど、その透明性や効果を高める仕組みづくりをさらに進めます。



おわりに

協働への取組みはまだ始まったばかりです。この指針はその取組みのための足がかりでしかありません。取組みが進むかどうかは、市民の皆さんや企業、行政の相互理解にかかっています。

市民、企業、行政が協力し、お互いの役割を果たしていけるのなら、きっと“人・自然・地域が輝くすかがわ”が現実のものとなることでしょう。

